

# 環境学習等支援助成金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、子供たちが主体的に環境学習や環境保全活動等に取り組み、将来にわたって環境の保全に対する高い意識を持つことを通じて、諏訪地域の美しい環境づくりの推進を図ることを目的に、小学校、中学校、養護学校、企業、地域団体及びボランティア団体が、児童、生徒を対象として実施する環境学習、環境保全活動等に要する経費等に対し、予算の範囲内で助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

## (助成対象)

第2条 助成の対象は、次のとおりとする。

- (1) 諏訪地域の小学校、中学校、養護学校、企業、地域団体及びボランティア団体（以下「小中学校等」という。）が児童、生徒を対象として実施する環境学習、環境保全活動等のうち、他の範となる先駆的なものと認められるもの
  - (2) こどもエコクラブ活動
- 2 第6条の環境学習等支援助成金実績報告書の提出までに支出が完了していない経費は助成の対象とならないものとする。

## (助成額)

第3条 助成金額は2万円を限度とし、会長が運営会議に諮り決定した額とする。

## (交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする小中学校等又はこどもエコクラブは、別に定める日までに、環境学習等支援助成金交付申請書（様式第1号）を市町村の生活環境担当課を経由の上、会長に提出するものとする。

## (助成金の決定)

第5条 助成金の決定は、会長が運営会議に諮り、決定するものとする。

- 2 前項の規定により決定した助成金は、その全額を概算払できるものとする。

## (実績報告)

第6条 助成金の交付を受けた小中学校等又はこどもエコクラブは、環境学習等支援助成金実績報告書（様式第2号、活動内容のわかる写真及び支出経緯のわかる書類（領収書のコピーなど）を添付）を、助成金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日までに市町村の生活環境担当課経由の上、会長に提出するものとする。

- 2 事業の額が確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、別に定める日までに、交付済額と確定した額の差額の返還を行うものとする。

## (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付に必要な事項は、会長が運営会議に諮り、決定するものとする。

## 附 則

### (施行期日)

この要綱は、平成13年6月29日から施行する。

(一部改正)

平成15年 3月14日 一部改正

平成30年 5月29日 一部改正

令和 2年 6月 2日 一部改正

令和 3年 6月 1日 一部改正